

フランス絶対王政における

訴願審査官のプロソポグラフィ

安 成 英 樹

はじめに

フランス絶対王政の官僚制において果たした役割の大きさと、その官僚集団としての特殊性において、*訴願審査官 maître des requêtes* の存在はよく知られている。彼らは、旧来の官職売買制度のもとでその官職を購入した官職保有者 ⁽¹⁾ *officier* でありながら、王権に密接に寄り添い、王国政府の有能な実務官僚としての役割を果たし、さらには地方長官 *intendant de justice, police et finances* や国務評定官 *conseiller d'Etat* といった王国統治のための主要な行政官僚を輩出する母体となっていた。本稿の目的は、彼らの経歴をさまざまな角度から分析し、官僚集団としての彼らの特質とその諸様相 ⁽²⁾ を提示することである。

訴願審査官は、後述のとおり当時の官僚制度のなかで枢要な地位を占めているのだが、彼ら自体を主たる分析対象とした研究は意外に少ない。訴願審査官が研究史上で言及されるのは、多くの場合彼らが地方長官の選任母体であったからで

ある。周知のようにトクヴィルが中央集権化の担い手として地方長官制に高い評価を与えて以来、アンシアン・レジーム期の集権化の是非を論ずる際に、たえずその焦点となってきたのは地方長官制という統治装置をどう評価するかということであり、そして、彼ら地方長官の出身母体としてのみ訴願審査官という官僚集団に脚光が当てられるのが常であった。したがって、地方長官については膨大な先行研究が蓄積されている一方で、これまで訴願審査官自体に焦点をすえた研究は、一六世紀末ヴァロワ朝後期の訴願審査官について分析したエシエシユリの研究⁽⁴⁾や、一八世紀末ルイ一六世期の訴願審査官について論じたニコラの研究などを挙げるにとどまる⁽⁵⁾。むしろ、国王諮問会議を初めとする当時の国制全般に関して詳細に論じたアントワヌ、ムーニエの研究⁽⁶⁾や、地方長官の経歴分析をプロソポグラフィの手法を用いて行ったグルーダ⁽⁷⁾の研究が大いに参考になるであろう。

以下では、一八世紀にこの訴願審査官職に就任した人々について、プロソポグラフィ的手法により、その特質を具体的に見ていきたい。

一 訴願審査官の前歴とその職務

訴願審査官は、広く官職保有者、それも高位の司法官たちのなかから徴募される。というのもも訴願審査官就任者には、就任資格として最高諸法院 *cours souveraines* とりわけ高等法院 *parlement* の主要官職(評定官 *conseiller* や主席検事 *procureur général*、次席検事 *avocat général* など)を六年以上勤めていることが要求されていたからである⁽⁸⁾。実際、彼らの前歴を調べてみれば、彼らの大多数が司法官職を経験していることがわかる。一七〇一年以降革命までのあいだにこの官職に就任した者は、のべ三九六名にのぼる⁽⁹⁾が、そのうち二二六名がパリ高等法院の評定官職を経ている(全体の五七、一%、平均就任年齢は二一、六歳)。またこれ以外にもメッスやボルドー、トゥルーズなど地方高等法院の評定官(合計で

五四名)、最高諸法院のひとつである大評定院 Grand Conseil の評定官 (五〇名)、同じくパリ租税法院 cour des aides の評定官 (二二名) などの司法官職を経験していた。このように最高諸法院において司法官僚としての経歴を積まないかぎり、訴願審査官への途はなかったといえるのである。

当時のアンシャン・レジーム社会において特異な発達をとげた官職売買制度のもとにあつて、⁽¹⁰⁾官職の売買は、本来売り手と買い手のあいだで自由に行われるものであつた。この仕組みは極言するならば、全くの素人がただただその官職を購入することのみによって官僚機構に参画することを可能ならしめていたわけであり、それゆえに官僚システムの機能性が損なわれる危険を不断に包含するものであつたといえよう。こうした事態を招かないように、王権は、その歯止めとして各官職の取得に際しての年齢や経歴などさまざまな資格要件を各種の王令によって設けていたのであつた。

したがって、上記の訴願審査官職の獲得を望む者たちに対しても、明確に定められたいくつかの関門を段階を踏んでクリアしていくことが求められていたのである。すなわち、将来訴願審査官となるためには、まず大学法学部で法学士位を取得すること、法院付き弁護士として二年間の研修期間を過ごすこと、評定官職に就く時には二五歳以上であること（その際評定官任用試験も実施される）、先述のごとく訴願審査官に就くためには事前に評定官などの主要司法官職に六年以上在職したこと、などである。そして、こうした資格要件をすべて満たしていった場合には、訴願審査官への就任年齢は、もともと若い場合でも満三〇歳となるはずであつた。しかるに、訴願審査官職に就いた人々は、実際にこれよりはるかに若くしてその地位を得ることに成功した。すなわち実際には訴願審査官となった者のなかに、司法官としての経歴が文字通り名目だけにすぎないという人間が少なからず含まれていたのである。一八世紀の訴願審査官の平均就任年齢は、一八、八歳となっているのだが、⁽¹¹⁾これはあくまでも平均値であり、現実には三九六名中実に二七二名（六八、七%）が三〇歳未満にして訴願審査官職に就いているのである。これは、王権が一方で資格制限を課しながら、他方でそれらの資格要件を免除する各種の免除状 *lettre de dispence* を公然としかも頻繁に付与しているからに他ならない。このような運用の実態

は、なにも訴願審査官志願者の場合だけに特有にみられる現象ではなく、当時の官職売買制度下において広く認められるものであった⁽¹²⁾。また、こうした免除状交付によって、王権の側もかなりの手数料収入を稼ぐことができたという現実的側面も無視できない。たとえば、のちにモントーバン、ベアルン、ポワティエ、カーンの地方長官職を歴任することになるフーコー Nicolas Joseph Foucault⁽¹³⁾は、自身の回想録のなかでこうした免除状取得がさもあたりまえであるかのよう⁽¹⁴⁾に記している。彼は、一六七一年大評定院の次席検事職を購入したのであるが（価格は九万七千リーヴル）、その時の免除状取得に際して次のように平然と述べている。「四月二二日、私に年齢資格免除状が交付された。というのもこの職務（次席検事職）に就くには三〇歳であることが必要であるが、私は二八歳だったのだから。」（括弧内は筆者）。さらに、フーコーは訴願審査官職獲得時においても再度免除状発行を求めている⁽¹⁵⁾。また、一八世紀後半にボルドー、カーン、フランドルの地方長官を歴任したエマンガール Charles François Hyacinthe Esmangart は、大評定院評定官に二二歳で就任するため年齢資格免除状を申請し、また一七六一年五月彼が二五歳の時に訴願審査官職を前任者ガニャ・ドゥ・ロンニ Alexandre Louis Gagnat de Longny から購入した際には、年齢および在職期間規定の免除状を申請し、いずれも直ちに交付を受けているのである⁽¹⁶⁾。

こうして多少の無理を重ねても訴願審査官職を手に入れた人々は、国王諮問会議 Conseil du roi やその隷下の事務部門の新進の実務官僚として⁽¹⁷⁾、王国行政の実に触れることになる。そのなかでも専門化の進行する国王諮問会議のうち、内務、財務、司法の各諮問会議において特定の案件に関する報告者 rapporteur の任務を果たすことが、そのキャリアを積む上で重要となった。これらの会議には財務総監 contrôleur général des finances、国務卿 secrétaire d'État などの時の政権担当者、さらには国王自身が臨席しており、その場こそが自らの才識を披瀝しその歓心を獲得するための格好の機会となったからである。また、政府部内の財務問題を担当する各種委員会・部局に正規メンバーとして所属することも重要であった。将来地方長官や国務評定官となっていくような人々は、これら委員会のメンバーをいくつも兼任することで、日々

の業務から貴重な経験と必要な知識を獲得し、漸次その人柄を上司たちに知られるようになるのである。⁽¹⁹⁾ 王国政府部内でのこうした実務経験の蓄積、才識の涵養を重ねることによって、訴願審査官たちの一部にはさらなる次のステップ、すなわち地方長官への昇進の途が開かれることになった。

こうしたいわゆる行政官僚的な職務は、一八世紀の訴願審査官たちの活動の中心となるものであったが、他方で彼らは、本来の職務である司法官としての任務も併せて勤めていたことも指摘しておきたい。すなわち訴願審査官は、王国役人の第一人者たる大法官 *chancelier* の補佐役として彼の吏務を補弼し、国璽の押印の際には大法官に随伴して助言を与えた。また大法官主宰の司法顧問会議においてはその主要メンバーとして活躍した。さらに、宮内府役人が関与するような特殊な訴訟を主として管轄していた宮内裁判所 *Requetes de l'Hotel* は、⁽²⁰⁾ 主席検事、次席検事を除けばすべて訴願審査官によって構成されていたし、大評定院の部長評定官 *président* の八ポストおよび院長 *premier président* の職は、一七三八年以降訴願審査官に留保されていた。したがって訴願審査官は、行政面のみならず、司法面においても多様な活動領域を有していたわけであり、こうした司法官としての職務に従事することも、彼ら自身の経歴にとって貴重な実務経験となったと思われる。また、王権の側からみれば、当時の行政と司法のはなはだしい未分化という現実も相俟って、訴願審査官という一握りの官僚集団が、王権に忠実でいかなる局面にでも投入できる、まことに使い勝手の良い手駒と映ったであろうことは想像に難くない。

二 訴願審査官の就任年齢と官職価格

訴願審査官という官職は、前述のごとく売官職であり、しかもかなり高額な部類に入るものであった。その官職のもたらす社会的威信は高く、またその取得者に世襲しうる貴族の位と、それに伴う免税などの諸特権を付与するものであつ

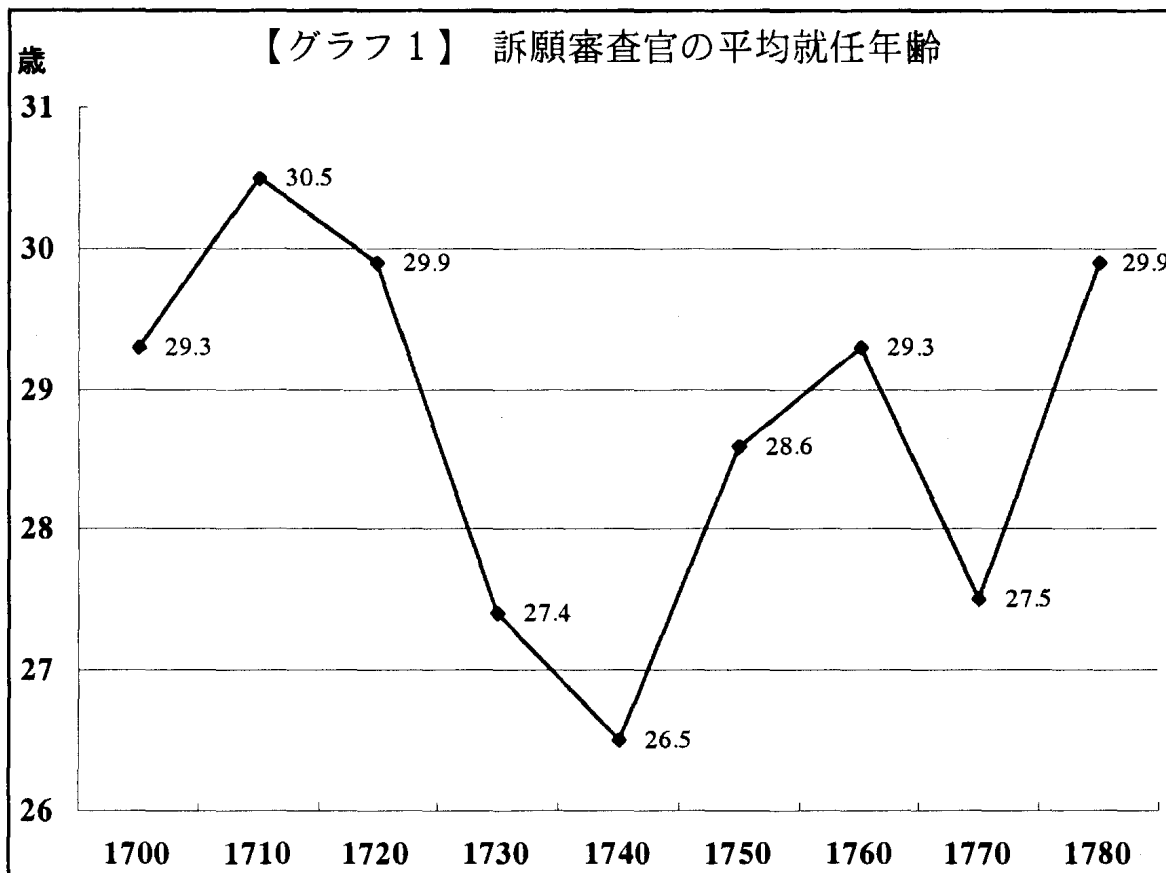
たから、これを獲得することを熱望する人々に事欠かなかったといわれている。ここではまず手始めに、訴願審査官の就任状況について、その時代的な変化を見ておきたい。次頁の【表1】は、一八世紀の訴願審査官の就任年齢を、一〇年ごとに区切って集計したものである。先述のごとく、訴願審査官就任者の平均年齢は、二八、八歳なのであるが、この就任年齢が時代を追うにしたがってどう変化するかを示すと、【グラフ1】のようになる。ここからわかるように、一七〇〇年代から一七二〇年代においては訴願審査官の就任年齢は、比較的高い値を維持するのであるが、一七三〇〜四〇年代にかけては一転してかなり急速な低年齢化をこうむるのである。ついで一七五〇年以降は、就任年齢が再度上昇に転じて革命にいたっている（革命直前の一七八〇年代に就任した訴願審査官たちの平均年齢は、二九、九歳）。

このグラフは、ブリュシュの研究で示されたパリ高等法院評定官職の価格変動のパターン、および訴願審査官職の価格変動パターンとある程度相関しているように見える。まず、ブリュシュのパリ高等法院の研究によれば、パリ高等法院評定官の価格は一七二〇年代に急落するのであるが、その下落の主たる原因は、「ローのシステム」崩壊が惹起した経済的社会的な動揺と、⁽²¹⁾王権と高等法院が激しい対立を繰り返した挙げ句、後者が地方へ追放されるといった政治的緊張のなかで、官職が本来もっていた資産としての安定性、安全性に疑問が生じたためであったとしている。⁽²²⁾それにくわえて、第二の原因としては、この直前の時期にノアイユ公duc de Noaillesのイニシアティブのもとに摂政政府が、累積する国家債務解消のため冗官の整理および官職の俸給²³ *sege* を切り下げる措置に出たために、投資対象としての官職の魅力が減じた点を考慮する必要がある。また、第三の要因としては、高等法院それ自体の権威の低下について指摘しなければならぬ。すなわち裁判移送²⁴ *evocation* によって、重要な訴訟がしばしば高等法院から国王諮問会議へと移管されたために高等法院の社会的威信と影響力の低下を招き、これが官職価格の下落というかたちで表面に現れてくるという見方である。⁽²⁴⁾さらに第四の要因として、同一家門間の官職の占有が進行していった結果、官職の新規購入候補者が売却者の近親者に限定されていく傾向にあり、その場合には両者のあいだで優待価格（低価格）が合意されて、それゆえ官職価格自体を下落させた

【表1】 訴願審査官の年代別就任年齢

年代	年齢	件数	INT	A	MR	B	CE
1700	29.3	32	29.6	19	28.7	13	10
1710	30.5	66	26.3	24	32.9	42	18
1720	29.9	43	27.6	15	31.1	28	10
1730	27.4	37	26.9	17	27.7	20	13
1740	26.5	43	25.8	24	27.4	19	17
1750	28.6	43	27.7	19	29.3	24	12
1760	29.3	48	29.8	17	29.1	31	4
1770	27.5	51	26.1	17	28.1	34	6
1780	29.9	33	34.7	3	29.4	30	0
総計	28.8	396	27.5	155	29.6	241	90

項目[年齢]は、当該年代に訴願審査官に就任した全員の就任時の平均年齢を示す。また[件数]はその人数を示す。[INT]は、当該年代の訴願審査官のうちで地方長官に昇進した者(項目[A]はその人数)の平均年齢を示す。[MR]は、地方長官にならなかった訴願審査官(項目[B]はその人数)の平均就任年齢を示す。[CE]は、当該訴願審査官のなかで国務評定官に昇進した人数を示す。



という指摘も検討するに値しよう。⁽²⁵⁾

いずれにせよ、これら複合的な理由から一七二〇年には一万五千里ーヴルの値を付けていた評定官職は、五年後の一七二五年には四万四千五百りーヴルまで価格を下落させ、その後も反騰することなく四〜五万里ーヴルといった低い値のまま世紀半ばまで推移している。⁽²⁶⁾ 当時の官職価格についての個別研究によれば、たとえば地方尚書局の国王書記官職 *crétaire du Roi* が一八世紀を通じて価格が急上昇しているように、⁽²⁷⁾ その変動にはさまざまなパターンが見られるのであるが、一般的にいつて、一八世紀には司法官系列（法服系）の官職価格が、一七二〇年あたりを境にして総じて急落する傾向にあったことは明らかであるようにみえる。⁽²⁸⁾

つぎに、訴願審査官の官職価格が、この時期どのように変動したのかを見ていきたい。現在のところ同官職の売買価格について、サンプルとして使うことのできる数値はさして多くない。そのため、価格の変動についてはあくまで大まかな推定しかなしえないが、それでもそこに垣間見られる動きは、前述のパリ高等法院評定官のこうむった価格の動向とほぼ平行ななかたちで推移していたように思われる。すなわち、訴願審査官の価格は、一六六五年に上限価格として公定された一五万里ーヴルから徐々に上昇をつづけ、一六八九年には一八万里ーヴル、一七一五年には二〇万里ーヴル、一七二二年には二二万里ーヴルをつけたが、その後一転して急落し、一七四八―五〇年には七万九千〜八万二千りーヴルにまで値を下げており、結局一七五二年に一〇万里ーヴルに固定されている。⁽²⁹⁾ 訴願審査官職が本来司法官職であることを考えれば、他の司法官系列のそれに倣った価格変動を経験していることは妥当なことであるように思われる。ただし、この間訴願審査官職の価格がパリ高等法院評定官のその約二倍という高水準を維持し続けている点にも留意しておきたい。

以上の点から考えると、【グラフ1】の示すところの一七三〇〜四〇年代の就任年齢の低年齢化は、こうしたパリ高等法院評定官や訴願審査官の価格変動と連動しているものと考えられる。すなわち、訴願審査官官職の価格下落は、それだけ投資価値の減少を意味しており、それゆえ購入に二の足を踏んだ者もいたであろうし、同官職にさほど魅力を感じなくな

つた者すら存在したであろう。また一方で、それまで訴願審査官職が高価過ぎて手の届かなかつたような人々にとって、こうした価格下落は彼らに当該官職獲得への途を開く福音となつたと思われる。すなわち、以上のような官職価格の変動状況を勘案すると、一七三〇年代、四〇年代は、訴願審査官職を獲得したかつた人々、最高諸法院の官職にまでたどり着き、さらに次の階梯への上昇を狙っているような人々にとつては、他の時期に比べその希望を実現しやすかつた時期だと考えられる。そして、訴願審査官職を比較的容易に手に入れられたことが、就任年齢の低下という現象として表出しているのではないかと思われるのである。なお、この点について明らかにするには、当時の官職売買の実態を把握し、訴願審査官職の需要と供給、すなわち誰がどういう理由でこの官職を売りに出し、誰によって購入されたかを、個々の官職ごとに追跡してみる必要があるが、これについては稿を改めたい。

三 訴願審査官への就任状況

それでは次に、訴願審査官への就任状況についてより具体的に分析していききたい。まず訴願審査官の官職数についてみておくと、その数は一六世紀半ば以降徐々に増加していく傾向にある。一五五三年にはわずか二〇ほどでしかなかつた訴願審査官のポストは、一五八五年には五⁽³⁰⁾、一六六一年には七二まで増加し、一六七四年一月の王令で八〇、一六八九年二月の王令で最多の八八を数えるにいたつた。その後一七五二年八月に再度八〇、さらに一七八七年一月には六七にまで減ぜられている(一七八九年一月王令で八〇に復⁽³¹⁾帰)。また、俸給として年一二〇〇リールが支給されるが、これはその官職価格に比して高額とはいえず、主たる収入源とならないところは他の売官職と同様であつた⁽³²⁾。むしろ、各種委員会の正規メンバーとなることで支給される各種の手当てや国王年金が彼らにとって望みうる有力な収入源となつていた⁽³³⁾。なお、訴願審査官は、売官職であるから毎年の官職税 *droit annuel* (官職公定価格の六〇分の一) を支払うかぎり任期とい

うものではなく、所有者本人がその官職を手放さないかぎり望むがままに在職できることになる。実際、訴願審査官になってから三〇年、四〇年とこのポストに居座り、それ以上の地位の変動をこうむらない人もかなり見出せるのである。それが何に起因するのか（能力なしとみなされたか、有力者の不興を買ったのか、あるいは本人がそれ以上の立身を望まなかったのか）は不明であるものの、彼らは訴願審査官として平然とそのポストを占めてつづけていた。王権の側もこうした「役に立たない」人物を排除せずに在職させていた。その一方で「使える」人物たちを駆使しさらには地方長官、国務評定官へと昇進させて、その手足となしたのである。訴願審査官八〇余名のなかにすら、こうした区分が自ずと生じていたのである。また、訴願審査官は、地方長官として地方に赴任することになった場合でも、その所有する訴願審査官職をすぐさま売りに出すことはなく、訴願審査官を兼職したまま地方長官の職務を遂行しているというのが一般的であったように見える。⁽³⁴⁾このようなところに、官職売買制度に起因する当時の官僚制度の安定性、効率の悪さ、あるいは懐の深さを見出すこともできるかもしれない。

さて、次頁の【表2】は、訴願審査官の年次別就任数の一覧である。この表が示しているように訴願審査官は、年ごとの就任件数にかなりの振幅が見られるものの、一八世紀を通じて毎年コンスタントに徴募されていることがわかる。年によって数人ずつ、多い年には十人以上がこの官職を獲得しているものであり、この間新規任用がゼロだった年はほとんどなかったのである。要するに国王政府は、その実務官僚集団内に毎年幾人かの新人を迎え入れていたわけである。さらに【表1】および【表2】を詳細にみてみると、一七一〇年代に訴願審査官職を取得した人数（合計六六人）が、他の時期に比べてかなり多いことが目を引く。とりわけ一七二五年以降の数年間に、多数の人々が訴願審査官に新規採用されていることが見て取れるだろう。一七二八年には八名、一七二九年には実に一九名、一七三〇年には八名と、この三年間だけで三五名もの新人が採用されている。また、続く一七三二年にも一二名がこのポストを獲得している。これほど多くの新人の加入が見られるのはこの時期のみであって、他の時期にはほとんど見当たらない。かろうじてこれと比肩しうる年は、一

【表2】 訴願審査官の年次別就任数

年	件数	年齢	INT	CE	年	件数	年齢	INT	CE
1701	3	37.0	(2)		1746	2	35.5		(1)
1702	0	-			1747	2	25.0	(1)	(1)
1703	7	28.1	(5)	(3)	1748	3	23.7	(1)	
1704	2	26.5	(2)	(1)	1749	8	24.6	(8)	(6)
1705	1	31.0	(1)		1750	3	26.3		(1)
1706	1	27.0			1751	7	25.4	(1)	
1707	8	30.4	(3)	(3)	1752	2	25.0		
1708	3	30.0	(2)	(1)	1753	5	24.0	(4)	
1709	3	27.3	(2)	(1)	1754	4	24.3	(1)	(2)
1710	4	25.5	(2)	(1)	1755	6	26.8	(4)	(2)
1711	9	33.2	(3)	(4)	1756	2	27.0	(2)	(2)
1712	5	31.4	(3)		1757	4	28.5	(3)	(1)
1713	3	25.7	(2)		1758	5	33.5		(2)
1714	2	24.5	(1)	(1)	1759	6	37.2	(3)	(1)
1715	5	27.5	(2)	(2)	1760	2	35.0	(1)	(2)
1716	3	35.3			1761	5	29.4	(2)	(1)
1717	4	33.5			1762	5	26.4	(1)	
1718	8	30.3	(2)	(3)	1763	1	25.0	(1)	
1719	19	28.4	(10)	(7)	1764	4	27.8	(3)	
1720	8	33.4	(1)	(1)	1765	7	34.3	(5)	(1)
1721	2	32.5		(1)	1766	7	30.0	(1)	
1722	12	31.7	(5)	(2)	1767	5	29.4	(2)	(1)
1723	5	26.4	(1)		1768	6	30.0	(1)	
1724	8	29.6	(1)	(1)	1769	4	28.0		
1726	5	30.8	(3)	(2)	1770	4	25.8	(1)	(1)
1727	2	25.0	(1)	(2)	1771	2	23.0	(2)	
1728	5	28.6	(3)	(1)	1772	10	25.9	(2)	
1729	2	26.0		(1)	1773	4	32.5	(2)	(1)
1730	2	36.5	(1)		1774	6	27.5	(1)	(1)
1731	4	28.3	(2)	(2)	1775	14	30.1	(5)	(3)
1732	3	34.0	(1)	(1)	1776	4	27.3	(1)	
1733	4	24.5	(2)	(3)	1777	3	26.7	(2)	
1734	2	26.5	(2)	(1)	1778	2	28.5		
1735	2	26.5	(1)		1779	4	22.3	(2)	(1)
1736	5	26.8	(2)	(1)	1780	2	22.0		
1737	4	29.0	(1)	(2)	1781	5	25.0	(1)	
1738	4	25.5	(3)		1782	3	32.7		
1739	5	28.2	(1)	(1)	1783	3	37.3		
1740	4	25.0	(2)	(2)	1784	4	29.0		
1741	3	27.0	(1)		1785	5	27.4	(1)	
1742	6	25.2	(4)	(2)	1786	5	28.2		
1743	3	25.7	(1)	(1)	1787	3	31.7		
1744	5	29.0	(3)	(1)	1788	2	29.0		
1745	8	27.1	(5)	(4)	1789	3	35.0	(1)	
					総計	396	28.8	(155)	(90)

項目[件数]はその年に新たに訴願審査官に就任した人数を、[年齢]はその平均就任年齢を示す。[INT]は、当該年次に就任した訴願審査官のなかで地方長官に昇進した人数、[CE]は、同じく国務評定官に昇進した人数を示す。

七七二年（一〇名）、一七七五年（一四名）⁽³⁵⁾といったところであろうか。

以上の点をふまえた上で、本稿では、この一七一〇年代後半に訴願審査官職に就いた人々、就中一七一九年にこの職をえた一九名について、具体的に見ていきたいと考える。なぜこの時期の訴願審査官に焦点を当てるかといえば、彼らが第一線の官僚として活躍した時期が、地方長官を要とする王国行政機構がもつとも充実し、有効に機能したとされる時期とちようど重なり合うと思われるからである。オーシユの地方長官デイニー⁽³⁶⁾について詳細な分析を行い、またルイ一五世期の地方長官全般について分析を加えたボルドは、地方長官制の最盛期を一七一五年から一七五〇年にかけての時期であると述べている⁽³⁷⁾。彼によれば、この時期は、地方行政の総覧者としての地方長官の存在が強固に確立され、各管区において彼らへの崇敬とその権威が非常に高まった時期にあたる。一七世紀前半の地方長官制導入期には、地方の在地権力構造への闖入者、抑圧者として懼れられ、また「卑しい平民」と蔑まれた彼らは、一八世紀前半にいたってようやく地方統治の推進者、国王の代理人として広く認知され、尊重されるだけの実力と安定性を保持するにいたるのである。そして、一七一〇年代後半に訴願審査官になった人々は、この最盛期に王国行政の中枢を担った人々に他ならないのである。

それでは、なぜ一七一〇年代後半に訴願審査官の大幅な入れ替えが生じたのだろうか。先に見たように、一六八九年八に増設されてより、訴願審査官の官職数は一七五二年まで変動しないにもかかわらず、である。この点については、ルイ一四世死去後の政治的社会的な状況にその原因を求めることができるのではないかと考える。周知のように一七一五年九月ルイ一四世が死去すると、財務総監、國務卿、財務監察官 *intendant des finances*、商工務監察官 *intendant du commerce*⁽³⁸⁾といった前王治世下で国家運営の中枢を担っていた役職が廃され、それまでの国王諮問会議にかわって摂政オルレアン公 *duc d'Orléans* を首班とする新設の摂政会議 *Conseil de Régence* が、国政の全権を掌握することとなった。その隷下には財務、軍事、海事、宗務など七つの評議会が設置されて個別問題の処理にあたった。いわゆる多元会議体制⁽³⁹⁾（ポリシノディ *polysynodie*）である⁽⁴⁰⁾。これは、ルイ一四世の遺言を破棄するといった強引な手法で樹立された体制であり、ル

イ一四世治世期に押さえ込まれていた反絶対主義的な大貴族たちが、失われた国政への参画権を再び取り戻そうと画策して成立をみた復古的な体制で、合議による集団指導を特徴としている。確かにその構成を見れば、摂政会議や各評議会にはサン＝シモン公 duc de Saint-Simon を初めとする名門貴族（同輩衆 ducs et pairs）、枢機卿などの高位聖職者、元帥らが名を連ねている。しかしながら、この体制においてそれまでの王国行政の担い手たちがすべて放逐されたというわけでは決してない。財務総監や国務卿のポストこそ空位となり、それまでの国王諮問会議は機能を停止したが、他方で新設の各評議会にはかなりの数の国務評定官、訴願審査官が実務担当者として配置されていたのである⁽⁴⁾。さらにいえば、この多元会議制度は、大貴族らの合議による政策決定が企図されていたのだが、会合での議論は百出して収拾がつかず、すぐにその無能力を露呈することになる。その実態は、財務評議会など一部の部門を除き、総じて時局に対応する迅速な政策を立案し実行するという期待を裏切るものであった。結局、一七七八年頃から中央の統治機構は順次旧に復し、財務総監・国務卿らが新たに任命され、国王諮問会議を中心とするルイ一四世時代の統治機構が再建されることとなったのである。

したがって、多くの新人が訴願審査官の地位を獲得した時期は、多元会議体制の確立とその崩壊期とちょうど合致するのであり、さらにくわえて「ローのシステム」の導入で人々がこぞって投機に狂奔した時期にも当たるのである。また、ルイ一四世の死去とオルレアン公の政権掌握という政治的変動は、それまでの高官たちのあいだの人的ネットワーク、保護被保護関係をドラスティックに変化させるに充分なものであったと考えられる。こうした社会的、経済的、政治的な変動のなかで、一方で訴願審査官職を失う者が現れ、他方で新たな人々が同官職の獲得に成功したと推量しうるのである。そして彼らが、一八世紀前半の王国行政システムを安定ならしめた行政官僚群の一翼を担っていくことになるのは間違いないところであった。

四 訴願審査官集団の事例―一九年グループ

ここでは、前章で述べたように一七一九年に訴願審査官になった一九人（一九年グループと仮称する）に焦点を当て、その経歴などをさらに詳しく見ることで、当時の行政官僚の具体像を提示してみたい。

一九年グループについて、その主要経歴をまとめたものが【表3】である⁽⁴²⁾。ここには、まったく名を知られていない人物がいる一方で、政治家、官僚としての赫奕たる閱歴を誇る人物も散見される。後者の例としては、たとえば、パリ警視總監 *Lieutenant général de Police de Paris*⁽⁴³⁾、陸軍卿（任一七四二―一七五七）として活躍したダルジャンソン伯⁽⁴⁴⁾や、地方長官として辣腕を振るったことが国王の目に留まり財務總監（任一七五四―一七五六）に昇ったモロー・ドウ・セシエル⁽¹³⁾を挙げることができよう⁽⁴⁵⁾。また、ダルジャンソン伯の後を襲って長期にわたってパリ警視總監を務めたエロー⁽¹⁵⁾や、リモージュ、ボルドーの地方長官として活躍したオベール・ドウ・トゥルニ⁽¹⁸⁾もその名を知られた存在といってもよいであろう⁽⁴⁸⁾。

まず初めに、各人の前歴についてみてみれば、本稿第一章ですでに確認した傾向がここにも如実に現れている。すなわち、彼らの大多数は、パリ高等法院の評定官ポストを経験しており、しかもその数は十九名中十四名ときわめて多い。他の人々のうち四人は大評定院評定官の出身であり、モロー・ドウ・セシエル一人だけがメッス高等法院評定官の出身である。なお、これら最高諸法院の評定官になる前に、シャトレ裁判所 *Chatelet* の次席検事 *avocat du roi* 職を「腰掛け」のように経ている者がみられる点も留意しておきたい（そのほとんどが就任時二〇歳前後である）。また、彼らのなかで評定官の法定年齢である二十五歳に満たずして就任している事例は枚挙に暇なく、なかには十代でこのポストを獲得しているケース⁽²⁾⁽¹²⁾すら見られるのである。こうしてみると、二〇代後半や三〇代後半になってようやくこれら評定官職に就

任した人々に対しては、いかにも昇進レースに出遅れたような感を抱かざるをえないのである。⁽⁴⁹⁾

次に訴願審査官職への就任状況についてみてみよう。一九人の任官した月は、二月から一二月にわたっているが、なかでも二月と一二月には各四名ずつが就任していて、その多さが目につく。とくに一二月には、ほぼ一週間のうちに四人(同一月日に二人ずつ)が新たに訴願審査官の社団へ迎え入れられていることがわかる。また、彼らの就任年齢は、ロシニョル⁽²⁾とビニヨン・ドウ・ブランジ⁽¹²⁾がともに二一歳と極端に若く(この二人は前職の評定官就任も非常に早かった)、それ以外の人々もたいていが二〇歳代で就官しており、任官時三〇歳を越えている者のほうがむしろ少数であることがはっきり示されている(平均就任年齢は一八、四歳。そのうち二〇歳以上は五名のみ)。必然的に、彼らの多くが国王から資格制限免除状を取得する必要に迫られたことであろう。

こうして訴願審査官の地位までたどり着いた人々は、しかしながらここから大きくふたつの路に分かれてゆく。すなわち、ひとつはさらに上級のポストへと昇進していく路であり、もうひとつは訴願審査官の地位にそのままずっととどまって生涯を終える路である。前者にとっては、訴願審査官のポストは、そのキャリアの到達点ではなく、単に通過ポイント—確かに重要なポイントではあるが—に過ぎないのである。一九年グループも、例外ではない。すなわち前者の路をたどった人々は、ほぼすべてが地方長官に任命され、ヴェルサイユを離れて各管区へと赴任していくのである。なお、地方長官の職は、売官職ではなく国王が自由に任免できる直轄官僚であり、委任状に明記された強力かつ広範な監督権限を付与されて、全国三〇余の管区にひとりずつ派遣された。⁽⁵⁰⁾ 繰り返し述べてきたように、この地方長官の選任母体は事実上訴願審査官であり、その占有率は実に九割を越えている。⁽⁵¹⁾ そして、一八世紀に訴願審査官となった三九六名のうち、地方長官に昇進しえたものは一五五名(三九、一%)であった。⁽⁵²⁾ したがって、訴願審査官といえどもその半数は、地方長官となることなくその地位に終生留まることになるのである。

一九年グループでこの地方長官に任命されたのは一九人中一〇人であり⁽²⁾⁽⁹⁾⁽¹⁰⁾⁽¹²⁾⁽¹³⁾⁽¹⁴⁾⁽¹⁵⁾⁽¹⁶⁾⁽¹⁷⁾⁽¹⁸⁾⁽⁵³⁾、最も若くしてこのポ

【表3】1719年任官の訴願審査官（19名）

No.	人名	原綴	生年	前歴	MR任官	A	地方長官管区	昇進先	B
1	ミドルジュ	Mydorge (Nicolas François)	1681	パリ高等法院評定官(22)	1719-02-02	37	—	—	82
2	ロシニョル	Rossignol (Bonaventure Robert)	1697	パリ高等法院評定官(18)	1719-02-04	21	Auvergne(37), Lyon(53)	名誉訴願審査官(44)	56
3	オリエ・ドウ・トゥカン	Olier de Touquin (Jean Philibert)	1695	大評定院評定官(22) →大法官府報告官(22)	1719-02-08	23	—	名誉訴願審査官(33)	61
4	ルノー	Regnault (Alexandre Omer)	1679	パリ高等法院評定官(31)	1719-02-22	39	—	—	60
5	ル・フェロン	Le Féron (Jean-Baptiste Maximilien)	1695	パリ高等法院評定官(20)	1719-03-08	23	—	—	39
6	ルヌアール・ドウ・ヴィライエ	Renouard de Villayer (Angélique François de)	1692	パリ高等法院評定官(23)	1719-03-15	26	—	—	45
7	ル・ペルティエ・ドウ・ラ・ウセ	Le Pelletier de La Houssaye de Signy (Félix Claude)	1692	パリ高等法院検事補(19)→パリ高等法院評定官(23)	1719-05-18	27	—	財務監察官(29)→名誉訴願審査官(29)→半期国務評定官(49)	54
8	ヴェルタモン・ドウ・シャズレ	Verthamon de Chazelet (Jean-Baptiste François de)	1690	パリ高等法院評定官(26)	1719-05-26	28	—	—	
9	パジョ・ドウ・ノズロ	Pajot de Nozereau (Pierre)	1691	パリ高等法院検事補(20)→パリ高等法院評定官(22)	1719-06-15	28	Limoges(32), Montauban(33), Orléans(49)	名誉訴願審査官(53)	81
10	ル・グラ・デュ・リュアール	Le Gras du Luart (François)	1691	大評定院評定官(23)	1719-08-09	28	Roussillon(32)	—	44
11	ル・テリエ	Le Tellier (Michel)	1683	パリ高等法院評定官(26)	1719-08-23	36	—	名誉訴願審査官(71)	83
12	ビニョン・ドウ・ブランジ	Bignon de Blanzly (Jérôme)	1698	パリ高等法院評定官(18)	1719-09-20	21	La Rochelle(28), Soissons(38)	王室図書館長(24)→名誉訴願審査官(42)→半期国務評定官(44)	45

【表3】1719年任官の訴願審査官（19名）

No.	人名	原綴	生年	前歴	MR任官	A	地方長官管区	昇進先	B
13	モロー・ドウ・セシエル	Moreau de Séchelles (Jean)	1690	メッス高等法院評定官(29)	1719-10-13	29	Hainaut(36), Flandre(52)	名誉訴願審査官(42)→半期国務評定官(52)→財務總監(64)→常任国務評定官(64)	70
14	ダルジャンソン伯	Voyer de Paulmy, comte d'Argenson (Pierre Marc de)	1696	シャトレ裁判所次席検事(20)→パリ高等法院評定官(22)	1719-11-17	23	Tours(24), Paris(43)	パリ警視總監(22)→パリ警視總監(25)[再任]→半期国務評定官(32)→大評定院院長(42)→常任国務評定官(43)→陸軍卿(46)	68
15	エロー	Hérault (René)	1691	シャトレ裁判所次席検事(21)→大評定院主席検事(26)	1719-11-24	28	Tours(30), Paris(48)	パリ警視總監(34)→半期国務評定官(39)→名誉訴願審査官(39)	49
16	フォンタニウ	Fontanieu (Gaspard Moïse de)	1694	シャトレ裁判所次席検事(19)→パリ高等法院評定官(24)	1719-12-22	25	Dauphiné(29)	半期国務評定官(45)→大評定院院長(50)→名誉訴願審査官(56)→常任国務評定官(66)	73
17	ラルマン・ドウ・レヴィニヤン	Lallemant de Léviguen (Louis François)	1686	パリ高等法院評定官(22)	1719-12-22	33	Alençon(40)	名誉訴願審査官(54)	81
18	オベール・ドウ・トゥルニ	Aubert de Tourny (Louis Urbain)	1695	シャトレ裁判所評定官(19)→大評定院評定官(24)	1719-12-29	24	Limoge(35), Bordeaux(48)	半期国務評定官(59)→名誉訴願審査官(60)	65
19	ラピエール・ドウ・タルエ	Lapierre de Talhouet (François Joachim)	1678	パリ高等法院評定官(32)	1719-12-29	41	—	宮内府役人	91

項目 [A] は、訴願審査官就任年齢を、項目 [B] は、死亡時の年齢（享年）を示す。
 項目 [MR任官] は、訴願審査官に就任した年月日を示す（本表はこの項目によってソートされている）。
 項目 [前歴] [昇進先] の括弧内の数値は当該官職就任時の年齢を示す。
 項目 [地方長官管区] は、任命された地方長官管区を示し、括弧内の数値は就任年齢を示す。

ストを委ねられたのはダルジャンソン伯である（トゥール管区、着任時二四歳⁽⁵⁴⁾）。また、前述のオベール・ドウ・トゥルニは、まずリモージュの地方長官として蠟燭や織物のマニユファクチュールを設置し、都市リモージュの広場、大通りなどを整備・美化したことで名を馳せ、ついで第二の任地ポルドーでは、「公共善 bien publique」の実現を真摯に希求して夜昼の別なく仕事に没頭し、国王広場、新たな街区、今なお彼の名を冠する遊歩道などを創るといった治績を上げ、一八世紀後半の開明官僚のひとりとして令名を謳われている⁽⁵⁵⁾。また、ラルマン・ドウ・レヴィニヤン⁽¹⁷⁾は、アランソンの地方長官として一七二六年から一七六六年まで実に四〇年間務めたことで名を知られ⁽⁵⁶⁾、ル・グラ・デュ・リユアール⁽¹⁰⁾は、国王諮問会議隷下の諸部局・委員会で活発に活動し、数多くの委員会で報告者を務めたことによりルシヨンの地方長官職を射止めた人物である⁽⁵⁷⁾。さらに、地方長官には選任されなかったけれども長期にわたり財務監察官を務めたル・ペルティエ・ドウ・ウセ⁽⁷⁾も⁽⁵⁸⁾、彼ら昇進組の範疇に入れてよいと思われる。

これら昇進組は、地方長官を務めてのち、さらに上級のポストであり国王の側近として絶大な威信をうることのできる国務評定官に昇進することも期待しえた（七名、⁽⁷⁾⁽¹²⁾⁽¹³⁾⁽¹⁴⁾⁽¹⁵⁾⁽¹⁶⁾⁽¹⁸⁾⁽⁵⁹⁾）。さらにモロー・ドウ・セシエルのように財務総監にまで登りつめる場合や、ダルジャンソン伯のように国務卿の一角に座を占めることもあったのである。野心ある訴願審査官にとってみれば、これらの地位こそ手に入れることを望みうる最高のポストであった。

ところが、これらの人々とは別に、訴願審査官になってからまったく地位が変動しない人々も数多く存在した。彼らは、訴願審査官のまま非常に長く在任し、多くの場合そのまま生涯を終えていくのである。一九年グループの中でこの路を進んだのは八名である（⁽¹⁾⁽³⁾⁽⁴⁾⁽⁵⁾⁽⁶⁾⁽⁸⁾⁽¹¹⁾⁽¹⁹⁾）。とくに訴願審査官に就任したのが三〇歳代と遅かった人々にこの傾向が顕著に現れるようである。たとえば、三七歳という「高齢」で訴願審査官となったミドルジュ⁽¹⁾は、一七六四年五月八二歳で死去するまで、四〇年以上にわたってその地位に留まった⁽⁶⁰⁾。それでは、なにゆえに昇進組と残留組のあいだのかくも明瞭な対照が見られるのであろうか。その理由としては、まず訴願審査官獲得によってもたらされた威信と名誉に当人が満

足し(あるいは訴願審査官獲得に全精力を使い果たし)、それ以上の立身を望まない場合が考えられる。また、国王や閣僚たちに才識を評価されず、登用されないという場合もありえよう。なかでも、政府の各部局・委員会のメンバーとしての活動をいっさいせず、宮内裁判所などでの司法官としての職務のみに従事したような人々には、昇進の可能性がほとんどなかったようである。また、たとえ名門の出身であろうと、訴願審査官のままで留まる場合もある。ル・テリエ(⑪)は、著名なル・テリエ(陸軍卿、大法官)、ルーヴォワ(陸軍卿)の一門であるが、⁽⁶¹⁾彼は三六歳で訴願審査官になってより七〇歳でその地位を退くまで、三四年余を一訴願審査官として過ごしているのである。

以上見てきたように、訴願審査官職は売官職であるが故に誰にでもその獲得の可能性が開かれていたが、⁽⁶²⁾王権の期待に応えるだけの才識がないと判断された場合、彼らのそれ以上の栄進はなかったのである。ここには、財務総監を初めとする上役、時には国王自身によって訴願審査官の選別が行われ、経験のない者、才覚の乏しい者は、日々の吏務の中で篩に掛けられ、除外されていく仕組みがかたちづくられていたのである。

おわりに

これまで訴願審査官という絶対王政期の中核を担った官僚について、その諸様相を見てきた。重複を恐れずに述べるならば、フランス絶対王政の統治機構において、本来官職保有者でありながら訴願審査官は、国王政府の実務を一手に引き受け、政府の抱えるさまざまな案件の調査と報告、審議に従事し上役たちの日常的な考課を受けながら、自らの才識、経験を積み上げていった。そうした研鑽を積んだ上で、彼らの一部は、地方長官に選任されて各管区へと赴任してゆくことになる。したがって、訴願審査官から地方長官への抜擢には、本人の識見、経験、さらには忠誠心といった「新しい」要因を高く評価するといった、近代的な官僚制の条件のひとつであるメリットクラシーへの志向を見て取ることができよう。

実際においてもこうして選抜された地方長官には、確かにその期待に応えられる有能かつ熱心な人材が輩出し、王国行政を一身に支えることになったことは確かな事実である。

訴願審査官のうちの一部の人々が、地方長官を初めとする高位行政官僚へと昇進してきらびやかな活躍を刻印する一方で、反対に、静かにまったく目立たずに、一生を訴願審査官のまま終える人々もまた多数存在したことに留意しておきたい。彼らの静謐な生活は、たとえば高等法院評定官のルーティーンを繰り返す静的生活と似通っているのかもしれない。効率一辺倒の考え方であれば、こうしたあまり「使えない」官僚たちを養っておくことは、確かに無駄のように思えるが、一定の優秀な人材を若い司法官層の中からあらかじめ掬い上げプールしておいて、必要に応じて登用するという訴願審査官の任用システムは、官職売買制度の強固な安定性をうまく逆手に取った巧妙な運用方法であるようにみえる。一般に、官職売買制度の弊害のみが強調される傾向があるが、売官職であるがゆえの制度運用上の優位性、利便性といったものにもっと着目する必要があるのではないだろうか。

最後に、本稿であつかいきれなかった課題を挙げて、稿を閉じることとしたい。まず、官職売買制度についてである。上記のように、官職売買についてはムーニエの古典的研究を初めとして多くの研究が著されているが、個々の官職の売買の実態に迫ったものは少ないように思える。訴願審査官に関していえば、約八〇の官職がどのように売買、譲渡、あるいは世襲されていたのかを逐一明らかにすることで、当時の官職のあり方そのものが見えてくるように思われる。また、官職の移動を追うことによって、「ペンの貴族 *noblesse de la plume*」と呼ばれる行政官僚たちのソシアビリテの実態を明らかにしうるであろう。

また、一八世紀後半において生じた地方長官を初めとする統治機構の急速な弱体化、劣化現象をどう理解するかという大きな課題がある。安定を誇った地方長官制にしても、たとえば王権と高等法院との不断の衝突、モープーの改革とその蹉跌といった政治的動揺のなかで、徐々にその権威を蝕まれていく。そしてこうした変化は、地方長官やその母体である

訴願審査官の任用システムにも少なからぬ影響を与えていたように思われる。一七五〇年代以降の制度疲労というべき弱体化がどういった要因で、どのように進行していくのか、革命をも視野に入れながら探ることが必要であろう。

注

- (1) 当時の官僚制には、周知のごとく官職保有者と直轄官僚 *commissaire* の二類型が存在する。前者が官職を自由に売買・譲渡・世襲でき、不免官性を有するのにたいし、後者は国王の任命による親任官僚であり、職務権限や任期を国王の意のままに設定しうる官職であった。
- (2) 本稿で分析する訴願審査官のデータは、主として以下の研究書から取得している。Michel Antoine, *Le gouvernement et l'administration sous Louis XV*, Paris, 1978 [以下 Antoine, *Le gouvernement* と略記]; Anette Smedley-Weil, *Les intendants de Louis XIV*, pp.37-61; François Bluche, *L'origine des magistrats du Parlement de Paris au XVIII^e siècle (1715-1771)*, Paris, 1965; Sylvie Nicolas, *Les derniers maîtres des requêtes de l'ancien régime (1771-1789)*, Paris, 1998, pp.81-303 [以下 Nicolas, *Les derniers maîtres des requêtes* と略記], etc. なお、アントワーンの研究およびニコラの近著からえられたデータによって、一八世紀初頭から革命までのほぼすべての訴願審査官のデータが網羅的にえられたことになるが、他方一七世紀については、その地位に留まったままの

(上位ポストに昇進しない) 訴願審査官たちのデータが現在のところもれなく収集できた状態にはないので、一七世紀の訴願審査官については今後の課題とし、今回は分析対象から外した。

- (3) Alexis de Tocqueville, *L'Ancien Régime et la Révolution*, Paris, 1856 dans J.-P. Mayer(éd.), *Œuvres complètes*, tome 2, Paris, 1964. (小山勉訳『旧体制と大革命』ちくま学芸文庫、一九九八年)
- (4) Maïté Etchechoury, *Les maîtres des requêtes de l'hôtel du Roi sous les derniers Valois (1553-1589)*, Paris / Genève, 1991.
- (5) Nicolas, *Les derniers maîtres des requêtes*.
- (6) Antoine, *Le gouvernement*; idem, *Le Conseil du Roi sous le règne de Louis XV*, Genève, 1970 [以下 Antoine, *Le Conseil du Roi* と略記]; Roland Mousnier, *Le Conseil du Roi de Louis XII à la Révolution*, Paris, 1970; idem, *Les institutions de la France sous la monarchie absolue*, Paris, 1974・1980, 2tomes [以下 Mousnier, *Les institutions* と略記]
- (7) Vivian R. Gruder, *The Royal Provincial Intendants*;

a *Governing Elite in Eighteenth-Century France*, New York, 1968.

- (8) アンシアン・レジーム期の国制・制度については、以下の文献を参照。Mousnier, *Les institutions*; Marcel Marion, *Dictionnaire des institutions de la France aux XVII^e et XVIII^e siècles*, Paris, 1923 [réimp. 1984]; François Bluche (dir.), *Dictionnaire du Grand Siècle*, Paris, 1990; Lucian Bély (dir.), *Dictionnaire de l'Ancien Régime*, Paris, 1996; Philippe Sueur, *Histoire du droit public français XV^e-XVIII^e siècle*, Paris, PUF, 1989, 2tomes; Guy Cabourdin et Georges Viard, *Lexique historique de la France d'Ancien Régime*, Paris, 1978, (2^e éd. 1998); フランソワ・オリヴィエ＝マルタン(増浩訳)『フランス法制史概説』創文社、一九八四年。
- (9) 訴願審査官三九六名についての経歴(前歴および昇進先)の分析は、筆者が別稿にて簡略ながら行ったので、そちらを参照していただきたい。拙稿「行政」、西川洋一編『比較国制史研究』(論文名、書名ともに仮題、東大出版会、近刊)。また、拙著『フランス絶対王政とエリート官僚』(日本エディタースクール出版部、一九九八年、も適宜参照のこと)。
- (10) Roland Mousnier, *La vénalité des offices sous Henri IV et Louis XIII*, Paris, 1945 [2^e éd. 1971]; オリヴィエ＝マルタン、前掲書、六八八―六九八頁。

(11) もっとも若くして訴願審査官に就任したのは、アムロ・ドゥ・シャイユ Antoine Léon Anne Anelot de Chaillon であり、若干一八歳であった。そのほかに三人が一九歳で、一三人が二〇歳で訴願審査官職に就いている。このように、一方で禁令を出しておきながら、他方でその内実を平然と失わしめるような施策の融通無碍さ、あるいは無原則性は、当時の王権の諸政策に色濃く見られるものであり、アンシアン・レジーム社会のひとつの特質をなしているといっても過言ではない。

(12) 諸資格の免除状については、宮崎揚弘氏の一連の高等法院司法官研究に詳しい。免除状については、『宮崎揚弘』フランスの法服貴族―一八世紀トゥルーズの社会史』、同文館、一九九四年、六九―七二頁を、また官職購入にかかる各種手数料については、同書七二―七三頁を参照のこと。

(13) フーコーについては、Antoine, *Le gouvernement*, p.107; Pierre Gouhier, *L'intendance de Caen en 1700*, Paris, CTHS, 1998, pp.31-54. フーコーは辣腕の地方長官として知られ、とくにベアルン管区在任中に新教徒の強制改宗に熱心に取り組み、「恐るべきフーコー terrible Foucault」の異名をとった。彼の採った巧妙な施策およびドラゴナード(竜騎兵)による新教徒への無慈悲な迫害)の恐怖から、ベアルンでは二万二千人の新教徒のうち二万一千人がカトリックに改宗したとされる。木崎喜代治『信仰の運命―フランス・プロテスタントの歴史』岩波書店、一

九九七年、一一九頁。

(14) Gouhier, *op.cit.*, p.34.

(15) 訴願審査官職獲得は一六七四年二月一八日で、価格は一五万リーヴル。この時在職期間規定免除状を取得するのに、フリーコーは一七千リーヴルを支払っている(彼は、大評定院次席検事として二年一〇カ月しか勤務しておらず、六年以上の勤続経験という資格要件を満たしていない)。なお、これからわずか一〇日後に、彼はモンターバンの地方長官に補任された。Gouhier, *op.cit.*, p.34, n.141.

(16) Jacqueline Musset, *L'intendance de Caen: structure, fonctionnement et administration sous l'intendant Esmangart (1775-1783)*, Corlet, 1985, pp.30-32. なお、エマンガールに訴願審査官職を譲渡したガニャは、地方長官やその他の役職に昇進することなく訴願審査官として二〇余年を過ごし、名誉訴願審査官 *maitres des requêtes honoraire* の称号を得た人物であった。

(17) 国王諮問会議とその下部組織については、Antoine, *Le Conseil du Roi*, pp.118-272.

(18) 訴願審査官は、本来国王に直接拝謁する権利を持たない。国王に直接相まみえることができるのは地方長官や国務評定官以上の役職者であり、それゆえ国王に直接自らの才識を印象づけるためには、各諮問会議での報告者という役回りはえがたい機会であった。Ibid., p.237.

(19) いくつもの委員会に列することは、本人の経験と名声

を高めるのみならず、国王からの年金・諸手当の獲得といった実質的利益をも生んだ。たとえば、革命前夜ムーランの地方長官を務めたフロン・ドゥ・ドゥエ Joseph Pierre Francois-Xavier Foulon de Doué は、一七七五年訴願審査官になった直後から、郵政局や通行税委員会など四つの部局に所属している。なお、ルイ一六世期の各種委員会メンバーについては以下を参照。Nicolas, *Les derniers maitres des requêtes*, pp.324-327.

(20) Bluche, *Dictionnaire du Grand Siècle*, pp.1326-1327; オリヴィエ・マルタン、前掲書、八二五―八二六頁。

(21) スコットランドの財政家で財務総監にまで登りつめることになるジョン・ロー John Law は、深刻な不況と「貨幣の不足」に悩むフランス経済を立て直すため、発券銀行設立によって通貨を大量供給し、その紙幣を植民地貿易拡大を目的とするインド会社への投資というかたちで回収することで、経済を活性化し同時にインフレーションを防ぐという経済政策を推進した。その結果インド会社の株式は高騰し、未曾有の株式投資ブームを招来したが、これは経済実態の裏付けのない過剰投資であり、一七二〇年に株価は暴落した。この経済パニックは、フランスに長らく銀行券や公信用制度に対する不信感を植え付けることになる。なお、ロー自身は、この混乱のなか財務総監の任を解かれ、ついには亡命を余儀なくされてヴェネツィアで窮死した。

「ローのシステム」については、赤羽裕『アンシャン・レジ

—ム論序説—一八世紀フランスの経済と社会』みすず書房、一九七八年・佐村明知『近世フランス財政・金融史研究』有斐閣、一九九五年、第Ⅲ部。

(22) François Bluche, *Les magistrats du Parlement de Paris au XVIII^e siècle (1715-1771)*, Paris, 1960, [réimp. 1986], pp.121-123.

(23) 官職保有者に支払われる俸給は、官職への投資に対する利息、配当という意味あいを帯びており、その引き下げ（この時は、俸給を官職価格の4%に固定）は投資意欲の減退を招いたと思われる。佐村前掲書、一九六頁。なお、官職価格の変動については、佐村前掲書、一六七—一六九頁も参照のこと。

(24) これは、当時の高等法院評定官たちの収入が、俸給の他に実際の裁判を行うことであって、裁判謝礼 *épice* に大きく依拠していたという点からも重要である。法院の威信低下は受審する訴訟数の減少を招きかねず、それは官職からえられる収入の減少に直結するものであったからである。

(25) Mousnier, *Les institutions*, tome 2, pp.337-338.

(26) 度重なる高等法院の抵抗に手を焼いたルイ一五世は、同法院の官職価格の下落を押しとどめるためにも、一七五二年パリ高等法院の五つの予審部 *chambre des enquêtes* のうち二つを廃止するという荒療治を行った。また評定官職の価格を五万リーヴルに固定し、さらには年齢資格免除

状の発行をもはや行わないことを宣言した。William Doyle, *Veracity: The Sale of Offices in Eighteenth-Century France*, Oxford / New York, 1996, pp.101-102.

(27) ルイ一四世治世末期には二万リーヴル程度であった国王書記官職は、革命直前には八万リーヴルにもぐ高騰してゐる。Jean-François Solnon, *215 Bourgeois gentils-hommes au XVIII^e siècle: Les secrétaires du Roi à Besançon*, Paris, 1980, pp.77-87.

(28) 地方高等法院評定官を初めとして、当時の官職の価格については、Doyle, *op. cit.*, pp.196-238; Mousnier, *Les institutions*, tome 2, pp.335-336.

(29) 先にも述べたごとく官職購入には、実際の購入価格以外にも国庫（官職収入局 *bureau des parties casuelles*）に支払うべき手数料や各種の税、諸経費が必要であり、それらを合計すれば訴願審査官官職購入に三〇万リーヴルを必要とした事例もある。Antoine, *Le Conseil du Roi*, pp.234-235.

(30) 一六世紀における訴願審査官職数の増大については、Etchehoury, *op. cit.*, p.276.

(31) Antoine, *Le Conseil du Roi*, p.224; Nicolas, *Les derniers maîtres des requêtes*, p.25.

(32) なお、グルーダーは、訴願審査官の俸給額として一六〇〇リーヴルという数値をあげている。Gruder, *op. cit.*, p.238.

- (33) Antoine, *Le Conseil du Roi*, pp.235-236.
- (34) さらに、地方長官に任命されながら王権の期待に添えなかった者が、地方長官職を罷免された場合、その人物は訴願審査官の資格で王国政府に再度出仕することも広く認められていたように思われる。
- (35) この時期の新人の増加は、大法官モープー René Nicolas Charles Augustin de Maupeou の断行した司法改革（いわゆるモープーの改革と呼ばれるもので、高等法院の解体、上級評定院 conseil supérieur の設置、罷免可能な裁判官制度の導入、裁判謝礼の廃止などを骨子とした）と何らかの関わりがあると思われる。
- (36) Maurice Bordes, *D'Étigny et l'administration de l'intendance d'Auch 1751-1767*, Auch, 1957, 2tomes.
- (37) Idem, *L'administration provinciale et municipale en France au XVIII^e siècle*, Paris, 1972, pp.133-147.
- (38) Frédéric Garrigues, 《Les intendants du commerce au XVIII^e siècle》, dans *Revue d'histoire moderne et contemporaine*, 45-3, 1998, pp.626-661.
- (39) Mousnier, *Les institutions*, tome 2, pp.160-163.
- (40) ルイ一四世死去の翌日(九月二日)、新王ルイ一五世の名の下にパリ高等法院で親裁座 lit de justice が開かれ、激しい議論ののち前王の遺言を破棄しオルレアン公を摂政に任命した。また、事前建白の禁止などルイ一四世の前に逼塞を余儀なくされていた高等法院が、ここにいたって息を

吹き返し国政への発言権を取り戻すこととなる。

- (41) 大津真作『市民社会思想史Ⅱ―絶対主義のフランス』高文堂出版社、一九九七年、一七三―一七五頁、一八七頁。一七一六年の官報によれば、各評議会付きの評定官五六名中一八名が、国務評定官や訴願審査官によって占められていたとされる。
- (42) 【表3】のデータは主として、Antoine, *Le gouvernement* から取得している。なお、註(2)を再度参照。
- (43) パリ警視総監については、Suzanne Pillorget, *Claude-Henri Feydeau de Marville: Lieutenant général de police (1740-1747)*, Paris, 1978, pp.73-190.
- (44) ダルシヤンソン伯については、Yves Combeau, *Le comte d'Argenson; Ministre de Louis XV*, Paris, Écoles des chartes, 1999.
- (45) Jean de Viguierie, *Histoire et Dictionnaire du temps des Lumières 1715-1789*, Paris, 1995, p.1215。モロー・ドゥ・セシエルは、パリのランヤ職人の息子であり一七〇八年によつやく受爵した比較的下層階層の出身であり(受爵は国王書記官職による)、行政官僚の貴族化が進んだ一八世紀にはむしろ珍しい出自といえる。
- (46) *Ibid.*, pp.1033-1034.
- (47) オベール・ドゥ・トゥルニに関しては、トリテイエの詳細な研究がある。Michel Lhéritier, *Tourny, intendant de Bordeaux*, Paris, 1920, 2tomes.

(48) 本文中の丸数字(①②など)は、【表3】の項目[No.]の数字と対応している。

(49) ただし、モロー・ドウ・セシエルのケースは若干特殊な事例に属するようである。彼は、メッス高等法院評定官に二九歳という「高齢」で就任しているが、評定官になる前にすでに陸軍卿ル・ブラン Claude Le Blanc の秘書官 *secrétaire* としての勤めを果たしている。また、彼のメッスでの評定官勤務は僅かに二ヶ月だけであり、そのあとすぐさま訴願審査官となっている。ゆえに彼の司法官としての経歴は極端に短い。

(50) 地方長官制についてはさしあたり、Mousnier, *Les institutions*, tome 2, pp.484-544.

(51) 拙著、三五頁。

(52) ちなみに、一八世紀において訴願審査官を経験せずに地方長官になったものは僅かに八名であり、よって地方長官に対する訴願審査官出身者の占有率は、九五、一%という高率を示している。なお、ボネーの研究によれば、一六二〇—一六五九年の地方長官の訴願審査官出身者比率は、一二八名中一〇〇名(七八、一%)。スメドレイヴエイユの研究によれば、ルイ一四世治世(一六六一—一七二五年)の地方長官の同比率は、一五〇名中一二〇名(八〇%)となっている。したがって、地方長官職を訴願審査官が占有する傾向は、一八世紀になるとますます強まっていることがわかる。Richard Bonney, *Political Change in France*

under Richelieu and Mazarin 1624-1661, Oxford, 1978, pp.90-111; Smedley-Weil, *op. cit.*, pp.61-70.

(53) 地方長官に昇進できる確率は、実際にはさほど高くなく、その先の国務評定官への途はさらに険しいものであった。一九年グループは、以下に見るとおり地方長官に一〇名(および財務監察官に一名)、国務評定官に七名が昇進しているが、これは他の年の訴願審査官たちと比べてかなり高い比率といえる。【表2】を再度参照してもらえばわかるように、たとえば一七一八年の訴願審査官八名のうち地方長官になりえた者は二名のみであるし、一七二〇年と一七二四年の場合はそれぞれ八名中僅かにひとりだけである。他方、一七四九年のように八名の訴願審査官全員が地方長官になりえたという珍しい事例もある。

(54) もっとも、ダルジャンソン伯の昇進は、きわめて特殊というべきものである。彼は、シャトレ裁判所次席検事、パリ高等法院評定官を経て、二三歳という若さで訴願審査官となるのだが、その前にすでにパリ警視総監に任ぜられた(二三歳、ただし在任は六カ月のみ)、いったんこれを退いたのちトゥールの地方長官(二四歳)を経由して再度警視総監に補任されている。若年の彼がこうした異数の立身を遂げたのは、彼が、有能なパリ警視総監、国璽尚書 *garde des sceaux de France* として知られたダルジャンソン侯 Marc René de Voyer de Paulmy, marquis d'Argenson を父に持ち、また彼の一族がこぞって当時の高位ポストを占

めていた勢力家のひとつであったこと（彼の実兄ルネ・ルイは、のちに外務卿を務め、またその『回想録』で名高いダルジャンソン侯）、また彼自身が新王ルイ一五世の年上の友人であり（一七一九年五月のダルジャンソン伯の結婚に際しては、国王を筆頭に幾多の王族が結婚契約書に署名している）、摂政オルレアン公ら有力者からも厚く庇護されたという希有な事情によると思われる。十九年グループのなかでもっとも恵まれた社会的背景を持っていたのが彼であらう。Combeau, *op. cit.*, pp.19-48.

(55) しかしながら、彼の採用した諸政策は、宣誓組合と高等法院の目の敵にされたため、彼は一七五七年引退を余儀なくされた。なお、一八世紀後半の開明官僚に関しては、Maurice Bordes, 《Les intendants éclairés de la fin de l'Ancien Régime》 dans *Revue d'histoire économique et sociale*, tome 39, 1961, pp.57-83.

(56) これは、在任期間の長期化が進む傾向にある地方長官の中でも非常に特異な例であり、一管区の連続在任期間としてはルイ一四世親政以降の地方長官の中で最長の記録である。ちなみに退任時の年齢は七九歳（八一歳で死去）。拙著、六四一―八六頁。

(57) 一七二四年地方長官に任命された時、彼は実に一五の委員会のメンバーであり、そのうち八つで報告者を務めていた。尤も、彼は念願の地方長官になったものの、四年後に理由は不明ながら罷免されている。Antoine, *Le Conseil*

du Roi, pp.231-232; idem, *Le gouvernement*, p.162.

(58) 彼は、一七二〇―一七二二年に財務総監を務めたル・ペルティエの息子である。ちなみに、一七二二年彼は財務監察官の職を獲得すると同時に、訴願審査官を辞任している。おそらく訴願審査官職は売りに出されたと思われる。

Antoine, *Le gouvernement*, pp.167-168.

(59) 国務評定官については、Antoine, *Le Conseil du Roi*, pp.176-210.

(60) Antoine, *Le gouvernement*, p.191.

(61) François Bluche, *L'origine des magistrats du Parlement de Paris au XVIII^e siècle*, pp.281-282; Antoine, *Le gouvernement*, p.170.

(62) あくまで理論上のことである。実際訴願審査官職獲得にたどり着くには、ただ購入代金を捻出できるといった経済力だけでは、非常に困難であったと思われる。官職の世襲が当然であった当時において、縁故のないまったくの新人が訴願審査官職を手に入れるにはほんの僅かな機会しか見出しえなかったであらう。

本稿は、平成一〇―一二年度科学研究費補助金 基盤研究 (B) 『西欧の歴史世界とコミュニケーション』（研究代表者 東京大学 桜井万里子）の研究成果の一部である。

（お茶の水女子大学文教育学部人文科学科助教授）